

災害復旧事業に係る計画変更の取扱い（告示・防災課長通知の一部改正）概要

- ・災害復旧事業の計画変更は、軽微な変更を除いてあらかじめ国と協議し同意を得るよう規定されています。
- ・近年は災害が激甚化、頻発化する一方、災害復旧事業の多くを担う地方公共団体の技術系職員が減少しており、災害復旧事務の負担をより一層軽減するため、軽微な変更にかかる告示及び通知を以下のとおり見直しました。

1. 協議を要しない工事費の増減額（告示一部改正）

- ・現行の告示では、工事費の増減額が変更前の工事費の30％に相当する額又は1,000万円を超えるものは国との協議を要するものとしているが、増減額が30％を超過しても300万円以下のものは軽微な変更として、国との協議を要しない規定に改正。

改正前: 工事費の増減額が、変更前の工事費の額の30％に相当する額（その額が1,000万円を超える場合は、1,000万円）を超える場合

改正後: 工事費の増減額が、**300万円を超えかつ**変更前の工事費の額の30％に相当する額（その額が1,000万円を超える場合は、1,000万円）を超える場合

2. 協議を要しない農地の面積の変更（告示一部改正）

- ・現行の告示では、農地の面積の変更は大小にかかわらず増減した全てにおいて、国との協議を要するものとしているが、2割以内の減少は軽微な変更として、国との協議を要しない規定に改正。

改正前: 災害復旧事業の対象となる農地面積の変更

改正後: 災害復旧事業の対象となる農地面積の変更（**減少する面積が2割以内のものを除く**）

※農地面積の増は、災害復旧事業の範囲を拡大するものであるため、減少するもののみ軽微な変更として規定

・現行の通知では、国との協議を要しない工事内容の変更を「一般事項」及び「農地」などの8工種毎に規定しているが、これを形状、寸法、材質、位置、数量の変更などに「体系化」し、工種に限定しない内容に「大括り化」する規定に改正。

※記載内容は概要

違算訂正、入札差金、労務・資材単価・歩掛、採取場所、購入場所、運搬距離、使用機械、コンクリート二次製品・現場打コンクリート構造物間での交互、仮設工 などの変更

※記載内容は概要

機場内線工事、巻込長、護岸工・根固工・ブロック等の規格の変更